

兵庫県公報

令和4年12月1日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

○ 令和4年兵庫県告示第1230号（銃猟禁止区域の設定）の一部改正（自然・鳥獣共生課）…………… 1

告 示

兵庫県告示第1417号の2

令和4年兵庫県告示第1230号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、令和4年12月1日から施行する。

令和4年12月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

表のうちオノ池特定猟具使用禁止区域、加西市東部特定猟具使用禁止区域及び緑町長田特定猟具使用禁止区域の項を次のように改める。

名 称	特定猟具の種類	区 域	存続期間
オノ池特定 猟具使用禁 止区域	銃器	加西市吉野町における県道豊富北条線と市道坂元3号線との交点を起点とし、同市道を南進して市道坂元4号線に至り、同所から同市道を東北進して市道高室市村線に至り、同所から同市道を北進して南村川の山根橋に至り、同所から同川を東進して市道北条長線の清水橋に至り、同所から同市道を南進して市道山下鎮岩線に至り、同所から同市道を西進して県道山下飾東線に至り、同所から同県道を北進して県道豊富北条線に至り、同所から同県道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和4年11月1日から 令和14年10月31日まで
加西市東部 特定猟具使 用禁止区域	銃器	加西市和泉町における県道高砂加古川加西線と県道下滝野市川線との交点を起点として、同県道を東進して同市油谷町における市道田谷1号線に至り、同所から同市道を南東進して同市小印南町における市道小印南新田線に至り、同所から同市道を南西進して県道野上河高線に至り、同所から同県道を西進して市道満久都染線に至り、同市道を北西進して県道高砂加古川加西線に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和4年11月1日から 令和14年10月31日まで
緑町長田特 定猟具使用 禁止区域	銃器	南あわじ市倭文長田下山崎における県道洲本松帆線と市道長田線の交点を起点として、同所から同市道を東進して同市倭文長田上條における県道洲本松帆線（中山橋）に至り、同所から淡路三原テレビ中継所を見通した線を経て同市八木養宜上との地区界に至り、同所から同地区界及び同市八木入田との地区界を西進及び北進して県道洲本松帆線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和4年11月1日から 令和14年10月31日まで